

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 事業の内容等</p> <p>本対策は、1に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については要綱の別表1のIの1及び2のとおりとする。</p> <p>また、別表2に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び<u>自然災害等により緊急に対応するための事業を実施することができるもの</u>とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業種目別基準等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業実施主体は、別記様式第1号－1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式第1号－2の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。</p>	<p>第1 事業の内容等</p> <p>本対策は、1に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については要綱の別表1のIの1及び2のとおりとする。</p> <p>また、別表2に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び<u>林野庁長官が別に定めるところにより、災害等緊急に対応するための事業を実施することができるもの</u>とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業種目別基準等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4 国の助成措置等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>自然災害等により被災した地域における被災施設等の補修、修理、整備等（以下「被災施設等の再整備」という。）を実施する場合、国は、被災施設等の再整備の実施に必要な経費の交付に当たっては、2の規定にかかわらず、第2の6の（1）の事業計画に定めた指標の目標値を踏まえ、都道府県ごとに当該経費を算定する。</u></p>	<p>第4 国の助成措置等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第7 事業評価</p> <p>1 事業実施主体は、別表4の指標のガイドラインにより個別指標を設定する施設費について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事</p>	<p>第7 事業評価</p> <p>1 事業実施主体は、別表4の指標のガイドラインにより個別指標を設定する施設費について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事</p>

業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知)に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

ただし、被災施設等の再整備を実施する場合は対象外とする。

2～4 (略)

業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知)に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

2～4 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙1 林業・木材産業循環成長対策交付金交付対象経費</p> <p>I 林業・木材産業生産基盤強化対策</p> <p><森林整備・林業等振興整備交付金></p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>本事業の支援対象は、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあられ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他附帯施設整備（林内作業場、土場等）とする。</p> <p>また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1／2）を乗じて定めるものとする。</p> <p>標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）及び「森林整備保全事業標準歩掛について」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や、地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による単価設定を行うなど、事業の実態を反映させたものとする。</p> <p>ただし、都道府県が地域の実情を勘案し、新たな算定方法を用いて算定する必要がある場合はこの限りではない。また、この規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。</p> <p>関連条件整備活動の対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等</p>	<p>別紙1 林業・木材産業循環成長対策交付金交付対象経費</p> <p>I 林業・木材産業生産基盤強化対策</p> <p><森林整備・林業等振興整備交付金></p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>本事業の支援対象は、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあられ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他附帯施設整備（林内作業場、土場等）とする。</p> <p>また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1／2）を乗じて定めるものとする。</p> <p>標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）及び「森林環境保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知。以下「標準歩掛け」という。）に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や、地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による単価設定を行うなど、事業の実態を反映させたものとする。</p> <p>ただし、都道府県が地域の実情を勘案し、新たな算定方法を用いて算定する必要がある場合はこの限りではない。また、この規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。</p> <p>関連条件整備活動の対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等</p>

事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（ $1/2$ ）を乗じて、1ヘクタール当たり1万9千5百円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。）以内で定額の単価を定めるものとする。

区分	内容
(略)	(略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 高性能林業機械等の整備

ア～ウ (略)

エ 被災施設等の再整備

対象経費はアに準ずる。

ただし、アの(イ)に規定する「建物建築費及び構築物設置費」のうち「共通仮設費」は、被災施設の解体、撤去及び廃棄経費を含むものとし、同(ウ)に規定する「土地整備費及び林業施設用地舗装工事費」は、被災施設における流入土砂の撤去、用地の地割れ、地盤沈下等の整地費用を含むものとする。

(4) 木材加工流通施設等の整備

ア・イ (略)

エ 被災施設等の再整備

(3) のエに準ずる。

(5) 木質バイオマス利用促進施設の整備

ア～ウ (略)

エ 被災施設等の再整備

(3) のエに準ずる。

事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（ $1/2$ ）を乗じて、1ヘクタール当たり1万8千5百円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。）以内で定額の単価を定めるものとする。

区分	内容
(略)	(略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 高性能林業機械等の整備

ア～ウ (略)

(新設)

(4) 木材加工流通施設等の整備

ア・イ (略)

(新設)

(5) 木質バイオマス利用促進施設の整備

ア～ウ (略)

(新設)

(6) 特用林産振興施設等の整備（特用林産物活用施設等整備）

ア～オ（略）

カ 被災施設等の再整備

特用林産物生産基盤整備に係る再整備については、アに準ずる。
また、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃菌床等
活用施設及び特用林産物獣害対策施設に係る再整備については、
(3) のエに準ずる。

ただし、特用林産物生産資材の導入を要する場合、経費について
は被災により新たに必要となる資材の調達に要する経費とし、当該
資材の運搬費を含むものとする。

(7) 木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

ア 木造公共建築物等の整備

(3) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあっては非木造部分の整備に係る経費は除く。

イ 被災施設等の再整備

前項に準ずる。

ただし、(3) のアの(イ) に規定する「建物建築費及び構築物設置費」のうち「共通仮設費」は、被災施設の解体、撤去及び廃棄経費を含むものとし、同(ウ)に規定する「土地整備費及び林業施設用地舗装工事費」は、被災施設における流入土砂の撤去、用地の地割れ、地盤沈下等の整地費用を含むものとする。

(8)（略）

(6) 特用林産振興施設等の整備（特用林産物活用施設等整備）

ア～オ（略）

（新設）

(7) 木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

（新設）

(3) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあっては非木造部分の整備に係る経費は除く。

（新設）

(8)（略）

2～4 (略)

<森林整備・林業等振興推進交付金>

5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費
(略)

森林整備・林業等振興推進交付金事業費に係るメニューごとの交付対象経費は、以下のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 森林資源保全対策

ア 森林資源保護の推進

(ア) (略)

(イ) 森林健全化促進
(略)

(ウ)～(オ) (略)

イ (略)

(4)・(5) (略)

II 再造林低コスト化促進対策

<森林整備・林業等振興整備交付金>

1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費

(1) 低コスト再造林対策
(略)

ア 低コスト造林の支援
(略)

(ア) 一貫作業システム

主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とするが、標準単価は、末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む。）に係る標準的な事業費とし、伐倒及び

2～4 (略)

<森林整備・林業等振興推進交付金>

5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費
(略)

森林整備・林業等振興推進交付金事業費に係るメニューごとの交付対象経費は、以下のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 森林資源保全対策

ア 森林資源保護の推進

(ア) (略)

(イ) 松林等健全化促進
(略)

(ウ)～(オ) (略)

イ (略)

(4)・(5) (略)

II 再造林低コスト化促進対策

<森林整備・林業等振興整備交付金>

1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費

(1) 低コスト再造林対策
(略)

ア 低コスト造林の支援
(略)

(ア) 一貫作業システム

主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

幹の搬出集積の経費は含まない。

条件	国費 充当率	定額の 単価上限
事業費が 1,601 千円/ha より 20%以上削減され、1,276 千円/ ha 以下となった場合	<u>2／3</u>	850 千円/ha
上記の達成が困難な場合	<u>1／2</u>	638 千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示してい
る。

(イ) 低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え及び植栽(苗木代及び苗木運搬を含む。)に係る標準的な事業費とする。

条件	国費 充当率	定額の 単価上限
事業費が 1,097 千円/ha より 20%以上削減され、867 千円/ha 以下となった場合	<u>2／3</u>	578 千円/ha
上記の達成が困難な場合	<u>1／2</u>	433 千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示してい
る。

(ウ) 下刈り

2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条件	国費 充当率	定額の 単価上限
通常の5回を下回る3回まで の下刈り	<u>2／3</u>	124 千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示してい

(新設)

(イ) 低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

(新設)

(ウ) 下刈り

2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

(新設)

る。

<u>工種</u>	<u>標準単価上限 (A)</u>	<u>条件</u>	<u>国費充当率(B)</u>	<u>定額の単価上限 (A) × (B)</u>
<u>一貫作業システム</u>	1,276 千円/ha	<u>事業費が 1,601 千円/ha より 20%以上削減され、1,276 千円/ha 以下となつた場合</u>	2 / 3	850 千円/ha
		<u>上記の達成が困難な場合</u>	1 / 2	638 千円/ha
<u>低コスト造林</u>	867 千円/ha	<u>事業費が 1,097 千円/ha より 20%以上削減され、867 千円/ha 以下となつた場合</u>	2 / 3	578 千円/ha
		<u>上記の達成が困難な場合</u>	1 / 2	433 千円/ha
<u>下刈り</u>	176 千円/ha	<u>同一施行地における 3 回までの下刈り</u>	2 / 3	117 千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(削る。)

イ 機械器具の整備

アの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

<u>条件</u>	<u>国費充当率</u>	<u>定額の単価上限</u>
本体事業の国費充当率が 2 / 3	(略)	(略)
本体事業の国費充当率が 1 / 2	(略)	(略)

イ 機械器具の整備

アの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

<u>標準単価上限 (A)</u>	<u>国費充当率 (B)</u>	<u>定額単価上限 (A) × (B)</u>
1,000 千円	(略)	(略)

ウ 関連条件整備活動

アの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

(略)	<u>条件</u>	国費充当率	<u>定額の単価上限</u>
(略)	<u>本体事業の国費充当率が2／3</u>	(略)	<u>2万6千円/ha</u>
	<u>本体事業の国費充当率が1／2</u>	(略)	<u>1万9千5百円/ha</u>
(略)	<u>本体事業の国費充当率が2／3</u>	(略)	(略)
	<u>本体事業の国費充当率が1／2</u>	(略)	(略)
(略)	<u>本体事業の国費充当率が2／3</u>	(略)	(略)
	<u>本体事業の国費充当率が1／2</u>	(略)	(略)

(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

ア～ウ (略)

エ 被災施設等の再整備

Iの1の(3)のエに準ずる。

ただし、コンテナ苗生産資材及び幼苗生産資材の導入に要する経費については、被災により新たに必要となる資材の調達に要する経

※(B)の国費充当率についてはアによる。

ウ 関連条件整備活動

アの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

(略)	<u>標準単価上限(A)</u>	国費充当率(B)※	<u>定額単価上限(A)×(B)</u>
(略)	<u>3万7千円/ha</u>	(略)	<u>2万4千6百円/ha</u>
	(新設)	(略)	<u>1万8千5百円/ha</u>
(略)	<u>4千円/m</u>	(略)	(略)
	(新設)	(略)	(略)
(略)	<u>上限なし</u>	(略)	(略)
	(新設)	(略)	(略)

※(B)の国費充当率についてはアによる。

(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

ア～ウ (略)

(新設)

費とし、当該資材の運搬費を含むものとする。

(3) (略)

2~4 (略)

(3) (略)

2~4 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙3</p> <p>施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 別紙2の1の(2)のウの収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。<u>ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りでない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>9 別紙2の1の(2)のウの収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。</p> <p>ただし、<u>被災施設等の再整備には適用しない。</u>また、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>10 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。</p> <p>(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次の</p>	<p>別紙3</p> <p>施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 別紙2の1の(2)のウの収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 別紙2の1の(2)のウの収支を伴う施設のうち、木材加工流通施設等の整備において、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>9 別紙2の1の(2)のウの収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。</p> <p>ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>10 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。</p> <p>(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次の</p>

とおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おむね 30%以上増大すると見込まれる場合とする。ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りでない。

イ・ウ (略)

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。
なお、既存施設の取壊しに係る経費は、被災施設等の再整備を除き施設費の対象としないものとする。

ア (略)

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り施設費の対象とするものとする。ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りでない。

ウ・エ (略)

(3) (略)

11 (略)

とおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おむね 30%以上増大すると見込まれる場合とする。

イ・ウ (略)

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。
なお、既存施設の取壊しに係る経費は、施設費の対象としないものとする。

ア (略)

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り施設費の対象とするものとする。

ウ・エ (略)

(3) (略)

11 (略)

改 正 後						現 行						
事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位		事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位
					A	B						A
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特用林産振興施設等の整備 11 特用林産物活用施設等整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	特用林産振興施設等の整備 11 特用林産物活用施設等整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>特用林産物生産資材</u>	<u>生産資材</u>	<u>原木</u>			<u>本</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			<u>種駒</u>			<u>個</u>			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			<u>菌床</u>			<u>個</u>				(新設)	(新設)	(新設)
			<u>その他</u>			<u>二</u>					(新設)	(新設)
				<u>※具体名</u>								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1：出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注2：「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(平成23年法律第108号) 第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体及び電力広域的運営推進機関が実施する「長期脱炭素電源オーケーション」において落札した電源に係る発電施設本体を除く。

注1：出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注2：「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(平成23年法律第108号) 第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体を除く。

改 正 後	現 行																				
<p>別表2</p> <p>I 林業・木材産業生産基盤強化対策</p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準</p> <p><間伐材生産></p> <p>1 間伐材生産</p> <table> <tr><td>目 標 :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事業概要 :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>メニュー :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事業種目 :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>※</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(1) 採択基準 (略)</p> <p>(2) 細則</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 交付申請について</p> <p>ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「<u>環境保全要領の運用</u> 第13の2及び3の規定を準用する。</p> <p>イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「<u>環境保全要領の運用</u> 第15の2の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑦ 補助金の算定について</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助対象面積については、「<u>環境保全要領の運用</u> 第16の4の(2)の規定を準用する。</p> <p>⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。</p>	目 標 :	(略)	事業概要 :	(略)	メニュー :	(略)	事業種目 :	(略)	※	(略)	<p>別表2</p> <p>I 林業・木材産業生産基盤強化対策</p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準</p> <p><間伐材生産></p> <p>1 間伐材生産</p> <table> <tr><td>目 標 :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事業概要 :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>メニュー :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事業種目 :</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>※</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(1) 採択基準 (略)</p> <p>(2) 細則</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 交付申請について</p> <p>ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「<u>森林環境保全整備事業実施要領の運用</u> 6の(2)のイの規定を準用する。</p> <p>イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「<u>森林環境保全整備事業実施要領の運用</u> 6の(4)の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6の(8)の規定を準用する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑦ 補助金の算定について</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助対象面積については、「<u>森林環境保全整備事業実施要領の運用</u> 6の(5)のアの規定を準用する。</p> <p>⑧ 竣工検査の方法等については、「<u>森林環境保全整備事業実施要領</u>」の第5の2のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。</p>	目 標 :	(略)	事業概要 :	(略)	メニュー :	(略)	事業種目 :	(略)	※	(略)
目 標 :	(略)																				
事業概要 :	(略)																				
メニュー :	(略)																				
事業種目 :	(略)																				
※	(略)																				
目 標 :	(略)																				
事業概要 :	(略)																				
メニュー :	(略)																				
事業種目 :	(略)																				
※	(略)																				

⑨ (略)

<路網整備・機能強化>

2 路網整備・機能強化

目標 : (略)
事業概要 : (略)
メニュー : (略)
事業種目 : (略)

事業内容	工 種	※	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	—	(略)	(略)

※ (略)

(1) 採択基準

(略)

(2) 細則

① (略)

② 森林作業道の整備

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の
第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査
内規例を準用する。

エ (略)

③・④ (略)

⑤ 森林作業道の機能強化

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の
第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査
内規例を準用する。

⑥ (略)

<高性能林業機械等の整備>

⑨ (略)

<路網整備・機能強化>

2 路網整備・機能強化

目標 : (略)
事業概要 : (略)
メニュー : (略)
事業種目 : (略)

事業内容	工 種	※	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	—	(略)	(略)

※ (略)

(1) 採択基準

(略)

(2) 細則

① (略)

② 森林作業道の整備

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の
第5の2のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工
検査内規例を準用する。

エ (略)

③・④ (略)

⑤ 森林作業道の機能強化

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の
第5の2のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工
検査内規例を準用する。

⑥ (略)

<高性能林業機械等の整備>

3 林業機械作業システム整備

目標 : (略)

事業概要 : 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等を導入

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体	備 考
(略)	(略) (略) (略)	—	(略)	被災施設等の再整備についても本表を適用する。
(略)	(略) (略) (略)	—	(略)	

(1) 採択基準

① 機械の規模、性能等が受益範囲、利用計画等からみて適正であること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に發揮されると認められるものであること。

②・③ (略)

④ 被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は②及び③の規定にかかわらず、1事業費の基準は設けないものとする。

⑤～⑧ (略)

⑨ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として、既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオ（素材生産量の現状値が 10,000 m³/年未満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が 3 台未満

3 林業機械作業システム整備

目標 : (略)

事業概要 : 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業再生の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等を導入

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体	備 考
(略)	(略) (略) (略)	—	(略)	(新設)
(略)	(略) (略) (略)	—	(略)	

(1) 採択基準

① 機械の規模、性能等が受益範囲、利用計画等からみて適正であること。

②・③ (略)

(新設)

④～⑦ (略)

⑨ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として、既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオ（素材生産量の現状値が 10,000 m³/年未満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が 3 台未満

である場合は次のイからオ)に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができまするものとする。

イ～オ (略)

⑩ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力（造林保育型における労働生産性を含む。）を回復し、被災した地域における生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、⑤～⑨の規定は適用しない。

(2) 細則

① (略)

② 工種別要件について

ア 【造林保育型】

(ア) 高性能林業機械等

(1) の⑤に加え、機械導入の翌年度までに、

a・b (略)

c 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が「標準歩掛」において定める森林整備苗木運搬の運搬距離と作業日当たり標準作業量から算出される作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 広域利用林業機械

(略)

a～c (略)

である場合は次のイからオ)に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能でやむを得ない事情により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができまするものとする。

イ～オ (略)

(新設)

(2) 細則

① (略)

② 工種別要件について

ア 【造林保育型】

(ア) 高性能林業機械等

(1) の④に加え、機械導入の翌年度までに、

a・b (略)

c 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める苗木運搬の作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 広域利用林業機械

(略)

a～c (略)

d 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

e・f (略)

イ 【素材生産型】

(ア) 高性能林業機械等

(1) の⑥に加え、次の要件を全て満たすものとする。

a・b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

③ 交付率について

ア～オ (略)

カ 被災施設等の再整備を行う場合の交付率は、1/2 以内とする。

④ (略)

(3) (略)

4・5 (略)

<木材加工流通施設等の整備>

6 木材加工流通施設整備

目標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

d 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

e・f (略)

イ 【素材生産型】

(ア) 高性能林業機械等

(1) の④に加え、次の要件を全て満たすものとする。

a・b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

③ 交付率について

ア～オ (略)

(新設)

④ (略)

(3) (略)

4・5 (略)

<木材加工流通施設等の整備>

6 木材加工流通施設整備

目標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体			備 考
			①	②	③	
			(略)	(略)	(略)	

(略)	木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・单板加工施設装置、プレカット加工施設装置、チップ加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設装置、新しい木材活用のための加工供給施設装置、直交集成板加工施設装置	○	(略)	(略)	(略)		(新設)
(略)	(略)		—	(略)	(略)		
(略)	(略)		—	(略)	(略)		

事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体			備考
			①	②	③	
(略)	木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・单板加工施設装置、プレカット加工施設装置、チップ加工施設装置、 <u>大径材製材施設装置</u> 、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設装置、新しい木材活用のための加工供給施設装置、直交集成板加工施設装置	○	(略)	(略)	(略)	被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は 1/2 以内とする。

(略)	(略)		—	(略)	(略)		
	(略)		—	(略)	(略)		

(1) 採択基準

- ① (略)
- ② 次のいずれかの構想等（以下「広域流通構想等」という。）の目標達成に資する施設となっていること。
ア・イ (略)
ウ 木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）に規定する木材安定供給確保事業に関する計画をいう。）
- ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した被災施設等の再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に發揮されると認められるものであること。
- ④ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。
- ⑤ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用すること。
なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した「合法伐採木材」を使用すること。
その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

(1) 採択基準

- ① (略)
- ② 次のいずれかの構想等（以下「広域流通構想等」という。）の目標達成に資する施設となっていること。
ア・イ (略)
ウ 木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に規定する木材安定供給確保事業に関する計画をいう。）
- ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。
- ④ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ⑤ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）の格付けがされたものかつ地域材（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。
なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した「合法伐採木材」を使用すること。
その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材

⑥～⑦ (略)

⑧ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域における地域材の安定的・効率的な供給体制の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①、②、⑤、⑥及び⑦のエの規定は適用しない。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～オ (略)

カ 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等の整備及び被災施設等の再整備を除く。）により、以下の（ア）～（キ）に掲げる構造材製品を製造する事業実施主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

（ア）製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）に規定する構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る。）

（イ）～（キ） (略)

キ・ク (略)

ケ 事業実施主体は、木安法第4条に規定する事業計画の認定を受けるよう努めるとともに、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。ただし、被災施設等の再整備の場合にあってはこの限りでない。

② 安定的な地域材利用について

ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

⑥～⑦ (略)

(新設)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～オ (略)

カ 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等を整備する場合を除く。）により、以下の（ア）～（キ）に掲げる構造材製品を製造する事業実施主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

（ア）製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）に規定する構造用製材（柱、横架材、土台に限る。）

（イ）～（キ） (略)

キ・ク (略)

ケ 事業実施主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条に規定する事業計画の認定及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

② 安定的な地域材利用について

ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を

ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあってはこの限りでない。

③～⑥ (略)

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア～エ (略)

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／耐用年数十年間管理費」以下であること。

カ～ケ (略)

⑧・⑨ (略)

⑩ 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑪ 事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑫ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑬ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表4）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑭ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式7の1の3の

定めるものとする。

ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあってはこの限りでない。

③～⑥ (略)

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア～エ (略)

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数十年間管理費」以下であること。

カ～ケ (略)

⑧・⑨ (略)

⑩ 木材不足・価格高騰等の急な需要動向の変化に中長期的に対応し、木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。

(新設)

(新設)

(新設)

⑪ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式7の1の3の

(2) の (注) 1 を参照のこと。
(3) (略)

(2) の (注) 1 の (1) を参照のこと。
(3) (略)

7 森林バイオマス等活用施設整備

目標 : (略)
事業概要 : (略)
メニュー : (略)
事業種目 : (略)

事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体		備 考
			①	②	
(略)	(略)	○	(略)	(略)	被災施設等の再整備についても本表を適用する。
(略)	(略)	○	—	(略)	

(1) 採択基準

- ①・② (略)
- ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した被災施設等の再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に發揮されると認められるものであること。
- ④ 1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1 事業費の基準は設けないものとする。
- ⑤ (略)
- ⑥ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産、処理能力を回

7 森林バイオマス等活用施設整備

目標 : (略)
事業概要 : (略)
メニュー : (略)
事業種目 : (略)

事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体		備 考
			①	②	
(略)	(略)	○	(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	○	—	(略)	

(1) 採択基準

- ①・② (略)
- ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。
- ④ 1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。
- ⑤ (略)
(新設)

復し、被災した地域における森林及び木材の加工過程で発生する木質バイオマスの利用量の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①、②及び⑤の規定は適用しない。

(2) 細則

- ① (略)
- ② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、Iの1の6の(2)の②に準ずる。
- ③～⑤ (略)
- ⑥ 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。
- ⑦ 事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。
- ⑧ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合は、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。
- ⑨ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表4）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。
- ⑩ 収支を伴う施設について
表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式7の1の3の(2)の(注)1を参照のこと。

(3) (略)

<木質バイオマス利用促進施設の整備>
8、9、10

(2) 細則

- ① (略)
- ② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、IIの1の(2)の②に準ずる。
- ③～⑤ (略)
- ⑥ 木材不足・価格高騰等の急な需要動向の変化に中長期的に対応し、木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。

(新設)

(新設)

(新設)

⑦ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式7の1の3の(2)の(注)1の(1)を参照のこと。

(3) (略)

<木質バイオマス利用促進施設の整備>
8、9、10

目標 : (略)
事業概要 : (略)
メニュー : (略)

事業種目	備 考	
	(16)	
	(略)	
(略)	(略)	<u>被災施設等の再整備についても本表を適用する。</u>
(略)	(略)	1 (略)
(略)	(略)	2 (略)
		<u>3 被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。</u>

(1) 採択基準

- ① (略)
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ③ 1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。ただし、被災施設等の被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1 事業費の基準は設けないものとする。
- ④ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の地域材使用量を回復し、被災した地域における木質バイオマスの利用促進に必要な施設の再建に取り組むものであることとし、①の規定は適用しない。
- ⑤ 未利用間伐材等活用機材整備については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある未利用間伐材等活用機械（以下「既整備未利用間伐材等活用機械」という。）を所有す

目標 : (略)
事業概要 : (略)
メニュー : (略)

事業種目	備 考	
	(16)	
	(略)	
(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	1 (略)
(略)	(略)	2 (略)
		(新設)

(1) 採択基準

- ① (略)
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。

- ③ 1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。

(新設)

(新設)

る事業実施主体が、追加で本事業により未利用間伐材等活用機械を導入することは、原則として、既整備未利用間伐材等活用機械の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオに該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が、既整備未利用間伐材等活用機械を整備した事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰すことのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が著しく低い値となっている場合については、既整備未利用間伐材等活用機械導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備未利用間伐材等活用機械における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。

エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。

オ 資金の調達が確実であること。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～オ (略)

カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業実施主体は、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けており、又は登録を受けることが確実と見込まれること。
未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

② (略)

③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設とすること。また、枝葉・短尺材又はこれらに

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～オ (略)

カ 事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

② (略)

③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設とすること。

由来する燃料の利用に努めること。

④ 事業費が2億円以上の新設の事業については、都道府県は、都道府県附帯事務費を活用し、地域の既存の木質バイオマス利用促進施設を含む関係者に対して、当該事業の木質バイオマス調達等の計画内容を情報提供するとともに、当該計画に関する地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑤ (略)

⑥ 未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

ア～ウ (略)

エ 事業実施主体が年間に受領する貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／耐用年数十年間管理費」以下であること。

オ・カ (略)

⑦ (略)

⑧ 木質バイオマス供給施設整備において、住宅用及び業務用（非産業用）の木質ペレットを供給することを主な目的とする場合は、木質ペレット燃料の日本農林規格（JAS 0030）（令和5年農林水産省告示第741号）の認証を取得していること、又は取得に向けた計画を有すること。

⑨ 木質バイオマス供給施設整備において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材を概ね1割以上利用する施設とすること。

⑩ (略)

⑪ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア～ウ (略)

エ 貸付用の場合、貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／耐用年

④ 事業費が2億円以上の新設の事業については、都道府県は、原則都道府県附帯事務費を活用し、地域の既存の木質バイオマス利用促進施設を含む関係者に対して、当該事業の木質バイオマス調達等の計画内容を情報提供するとともに、当該計画に関する地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑤ (略)

⑥ 未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

ア～ウ (略)

エ 事業実施主体が年間に受領する貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数十年間管理費」以下であること。

オ・カ (略)

⑦ (略)

(新設)

(新設)

⑧ (略)

⑨ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア～ウ (略)

エ 貸付用の場合、貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数十年間管理費」以下であること。

数十年間管理費」以下であること。

オヘキ (略)

⑫ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラーの導入に当たっては、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年2月18日政令第43号）による規制緩和を踏まえた効率的な機種選定を実施し、徹底した事業費の縮減を図ること。

⑬ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における発電施設の導入に当たっては、熱電併給を行う施設とすること。

⑭ (略)

⑮ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式7の1の3の(2)の(注)1を参照のこと。

⑯・⑰ (略)

(3) (略)

オヘキ (略)

(新設)

(新設)

⑩ (略)

⑪ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式7の1の3の(2)の(注)1の(1)を参照のこと。

⑫・⑬ (略)

(3) (略)

<特用林産振興施設等の整備>

11 特用林産物活用施設等整備

目標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

<特用林産振興施設等の整備>

11 特用林産物活用施設等整備

目標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体													備 考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)

(新設)																
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体													備 考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
			(略))													
(略)	(略)	(略))	被災施設等の 再整備につい ても本表を適 用する。													
特用林產 物生産資 材※11	生産資材	二	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	被災施設等の 再整備につい てのみ本表を 適用する。

(1) 採択基準

- ① (略)
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ③ 事業費について

ア 特用林產振興施設等の整備

1 事業費は、おおむね 300 万円以上とする。ただし、特用林產物生産基盤整備及び特用林產物獣害対策施設については、おおむね 100 万円以上とする。

イ 被災施設等の再整備

(1) 採択基準

- ① (略)
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。
- ③ 1 事業費は、おおむね 300 万円以上とする。ただし、特用林產物生産基盤整備及び特用林產物獣害対策施設については、おおむね 100 万円以上とする。

1 事業費は、生産資材を除き、おおむね 100 万円以上とする。
ただし、点検及び修理のみを行う場合は、1 事業費の基準は設けないものとする。

④ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域における特用林産物の生産基盤の回復及び生業の重建に取り組むものであることとし、①の規定は適用しない。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～カ (略)

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備 (被災施設等の再整備を除く。) を行う事業実施主体について (※7)

(ア)・(イ) (略)

②・③ (略)

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備 (被災施設等の再整備を除く。) を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5 年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³ (竹材は概ね 30t) 以上利用するために必要な施設とする。 (※10)

⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができるこことする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア～エ (略)

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額 (事業費 - 交付額 (都道府県等による補助を含む。)) / 施設の耐用年数十年間管理費」以下であること。

カ～ク (略)

⑥ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式 7 の 1 の 3 の (2) の (注) 1 を参照のこと。

⑦ (略)

⑧ 被災施設等の再整備に係る生産資材の導入に当たっては、補助

(新設)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～カ (略)

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備 の全て の事業実施主体について (※7)

(ア)・(イ) (略)

②・③ (略)

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5 年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³ (竹材は概ね 30t) 以上利用するために必要な施設とする。 (※10)

⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができるこことする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア～エ (略)

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額 (事業費 - 補助金) / 施設の耐用年数十年間管理費」以下であること。

カ～ク (略)

⑥ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、様式 7 の 1 の 3 の (2) の (注) 1 の (1) を参照のこと。

⑦ (略)

(新設)

対象事業費は実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。(※11)

⑨ 被災施設等の再整備のうち、園芸施設共済の引受対象となる施設を再整備する場合にあっては、当該施設について、再度の自然災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中及び災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するよう努めるものとする。

(3) (略)

(新設)

<木造公共建築物等の整備>

12 木造公共施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュ一 : (略)

事業種目 : (略)

事業内容	備 考	
	⑥	
	(略)	
(略)	(略)	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として交付率を1/2以内とする。 ①～④ (略) <u>被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。</u>
	(略)	ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。 <u>被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。</u>

<木造公共建築物等の整備>

12 木造公共施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュ一 : (略)

事業種目 : (略)

事業内容	備 考	
	⑥	
	(略)	
(略)	(略)	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として交付率を1/2以内とする。 ①～④ (略) ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。 <u>被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。</u>
	(略)	ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。

(1) 採択基準

①～③ (略)

④ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合においては、以下について事業実施主体へ確認・周知を行い、適切な執行に努めること。

ア 該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであること。

イ 支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用すること。

⑤ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。

⑥ 被災施設等の再整備を行う場合の1事業費は、木造公共施設、木製外構施設及び附帯施設にあっては、おおむね500万円以上とし、木質内装にあってはおおむね100万円以上とする。

⑦ 被災施設等の再整備にあっては、地域材利用量を回復し、被災した地域における木造公共建築物等の再建に取り組むものであることとし、補修、修理である場合、又は被災した木造公共建築物等の木造部の延べ面積が300m²未満(木質内装事業においては木質内装面積300m²未満)である建築物等を再整備する場合は、①及び③の規定は適用しない。

(2) 細則

①～⑥ (略)

⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、次のア及びイのとおりとする。ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りではない。

ア・イ (略)

⑧～⑩ (略)

⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める年数をいう。)の残存期間が10年以上ある施設であるこ

(1) 採択基準

①～③ (略)

(新設)

④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。

(新設)

(新設)

(2) 細則

①～⑥ (略)

⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、

ア・イ (略)

⑧～⑩ (略)

⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める年数をいう。)の残存期間が10年以上ある施設であるこ

<p>と。ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りではない。</p> <p>⑫～⑯ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>と。</p> <p>⑫～⑯ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準 <森林整備地域活動支援対策></p> <p>1 森林整備地域活動支援対策</p> <p>目標 : (略) 事業概要 : (略)</p>	<p>2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準 <森林整備地域活動支援対策></p> <p>1 森林整備地域活動支援対策</p> <p>目標 : (略) 事業概要 : (略)</p>

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(1) (略)	<p>市町村長との協定に基づき行われる次の①から③までの地域活動</p> <p>① 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類や現地踏査による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定その他森林経営計画作成に必要な情報の収集</p> <p>② 森林調査 (略)</p> <p>③ 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む。） (略)</p>	(略)	(略)
(2) (略)	<p>市町村長との協定に基づき行われる次の①から⑤までの地域活動</p> <p>① 森林境界の測量 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類による、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の測量に必要な情報の収集 <u>境界が不明瞭な森林で行う境界の測量及び合意形成</u> <u>地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等</u></p> <p>② 森林境界測量の精度向上 <u>①の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量</u></p> <p>③ リモートセンシングデータ（以下「リモセン」という）を活用した森林境界の測量 <u>①の測量において、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界の確認に必要な情報の収集。収集した情報の分析による境界の測量</u></p>	(略)	(略)

	<p><u>④ 森林境界案の作成</u> <u>レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界の確認に必要な情報の収集</u> <u>境界推測図の作成及び地元精通者への確認</u> <u>地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等</u></p> <p><u>⑤ 不在村森林所有者の現地立会</u> <u>不在村森林所有者による現地立会</u></p>		
(3) (略)	(略)	(略)	
(4) (略)	<p>市町村長との協定に基づき行われている<u>次の地域活動</u> <u>作業路網の改良活動</u></p> <p>対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法による改良など作業路網の簡易な改良活動</p>	(略)	

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(1) (略)	<p>市町村長との協定に基づき行われる次の①から③までの地域活動</p> <p>① <u>情報の収集</u> <u>森林簿、森林計画図、登記簿、林地台帳その他の書類による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定などの森林経営計画作成に必要な情報の収集</u></p> <p>② <u>森林の調査</u> (略)</p> <p>③ <u>合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む。）</u> (略)</p>	(略)	(略)
(2) (略)	<p>市町村長との協定に基づき行われる次の①及び②の地域活動及び当該地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等</p> <p>① <u>情報の収集</u> <u>森林簿、森林計画図、登記簿、林地台帳、リモートセンシング（以下「リモセン」という。）データその他の書類による、区域の面積、森林所有者、境界の状況などの境界の測量に必要な情報の収集</u></p>	(略)	(略)

	<p>② <u>境界の調査</u> <u>境界が不明瞭な森林で行う境界の測量</u> <u>ア 森林境界の確定</u> <u>(ア) 森林境界の測量</u> <u>a 現地測量 (性能の高い機器を活用した基準点と結合する測量を含む)</u> <u>b リモセンデータ等を活用した測量</u> <u>(イ) 合意形成活動 (不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む)</u> <u>(ア) の測量成果を用いた、森林所有者その他関係者への説明会の開催、個別訪問など境界の合意形成活動</u> <u>イ 森林境界案の作成</u> <u>リモセンデータ等を活用した境界推測図の作成及び地元精通者への確認</u> (削る。) (削る。) (削る。)</p>		
(3) (略)	(略)	(略)	
(4) (略)	<p>市町村長との協定に基づき行われている<u>作業路網の改良の地域活動</u> 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法による改良など作業路網の簡易な改良活動</p>	(略)	

(1) 基本的事項

交付金の交付の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において、交付金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が交付金の交付の対象となる上表の事業内容に掲げる地域活動（以下「対象行為」という。）を行う場合に、以下の要件等により必要となる経費を交付するものとする。ただし、交付を受ける対象行為と同一の内容について、国が助成する他の制度と重複して交付金の交付を受けることはできない。

(2) 細則

- ①・② （略）
- ③ 交付額及び交付単価等
 - (ア) 交付額

(1) 基本的事項

交付金の交付の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において、交付金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が交付金の交付の対象となる上表の事業内容に掲げる地域活動等（以下「対象行為」という。）を行う場合に、以下の要件等により必要となる経費を交付するものとする。

(2) 細則

- ①・② （略）
- ③ 交付額及び交付単価等
 - (ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のアの対象森林のうち、次の(a)又は(b)に該当する森林(取組実施年度の前年度から起算して過去5年度間において林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知)の別表1のIの2の1の(2)の①及び本要領の別表2のIの2の1の(2)の①に定める「森林經營計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く(ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林經營計画作成促進」において次の(b)に該当する森林に対して交付を受けていた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。)。)の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。

(a)・(b) (略)

(イ) 交付単価

(略)

a (略)

b 不在村森林所有者加算(不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合にaに加算される額)の交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	(略)	(略)

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のアの対象森林のうち、次の(a)又は(b)に該当する森林(既に、平成30年度から令和4年度までにおいて林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知)の別表1のIの2の1の(2)の①に定める「森林經營計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く(ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林經營計画作成促進」において次の(b)に該当する森林に対して交付を受けていた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。)。)の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、合意形成活動を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。

(a)・(b) (略)

(イ) 交付単価

(略)

a (略)

b 不在村森林所有者加算(不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合にaに加算される額)の交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林	(略)	(略)

(ウ) (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者の立会や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ) 交付単価

(略)

a・b (略)

c リモセン加算（リモセンデータを活用して境界測量を行った場合にaの森林境界の測量を行った森林に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
aにおいてリモセンデータを活用して境界の測量を行った森林	(略)	(略)

d 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合にaに加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の種別	A (略)	B (略)
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	(略)	(略)

(ウ) (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算の適用を受ける場合は、合意形成活動及び現地立会を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ) 交付単価

(略)

a・b (略)

c リモセン加算（リモセンを活用して境界測量を行った場合にaの森林境界の測量を行った森林に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
aにおいてリモセンを活用して境界の測量を行った森林	(略)	(略)

d 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合にaに加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の種別	A (略)	B (略)
現地立会を行った不在村森林所有者の所有森林	(略)	(略)

e (略)
(ウ) (略)
ウ・エ (略)

④ 推進事務
ア (略)
イ 実施手続
推進事務を実施しようとするときは、本要領第2の6の(1)に基づき提出するものとする。なお、市町村長にあっては、「別紙様式第5」を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
ウ (略)

⑤ (略)

⑥ 事業の中止及び返還等
ア (略)
イ 返還の免責
(略)
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 対象森林 (交付対象者が所有する森林を除く) の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
(エ)～(キ) (略)
ウ (略)

⑦・⑧ (略)

⑨ 実績の報告
(略)
(ア) 市町村長は、都道府県知事に「別紙様式第11」を提出する。
(イ) 都道府県知事は、市町村長からの報告をとりまとめの上、都道府県における推進事務の実績と併せ林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。(ウ)において同じ。）に「別紙様式第12」を提出する。
(ウ) 都道府県知事は、基金の執行状況について、林野庁長官に

e (略)
(ウ) (略)
ウ・エ (略)

④ 推進事務
ア (略)
イ 実施手続
推進事務を実施しようとするときは、本要領第2の6の(1)に基づき提出するものとする。なお、市町村町にあっては、「別紙様式第5」を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
ウ (略)

⑤ (略)

⑥ 事業の中止及び返還等
ア (略)
イ 返還の免責
(略)
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合 (交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。)
(エ)～(キ) (略)
ウ (略)

⑦・⑧ (略)

⑨ 実績の報告
(略)
(ア) 市町村長は、都道府県知事に「別紙様式第11」の森林整備地域活動支援交付金実績報告書を提出する。
(イ) 都道府県知事は、市町村長からの報告をとりまとめの上、都道府県における推進事務の実績と併せ林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）に「別紙様式第12」の森林整備地域活動支援交付金実績報告書を提出する。
(ウ) 都道府県知事は、基金の執行状況について「別紙様式第13」

「別紙様式第13」を提出する。

なお、都道府県知事は、当該報告書の提出後、インターネットのウェブサイト等によりこれを公表するものとする。

の森林整備地域活動支援基金執行状況報告書を提出する。

なお、都道府県知事は、当該報告書の提出後、インターネットのウェブサイト等によりこれを公表するものとする。

<森林資源保全対策>

目 標	: (略)
3 森林資源保護の推進	事業概要 : (略)
4 森林環境保全の推進	事業概要 : (略)

<森林資源保全対策>

目 標	: (略)
3 森林資源保護の推進	事業概要 : (略)
4 森林環境保全の推進	事業概要 : (略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
森林資源保護の推進	(1) (略) (2) <u>松林等健全化促進</u> ①～③ (略) ④ (新設) <u>④～⑧</u> (略)	(略) (2) の①から④まで、⑥、⑦については、都道府県、市町村又は関係都道府県知事が適当と認めた者 (2) の⑤については、松林の所有者若しくは管理者又は松林の所有者若しくは管理者から委託を受けた者で関係都道府県知事が適当と認めた者 (2) の⑧については、都道府県	1 次の(1)から(3)の条件を満たすものとする。 (1) (略) (2) 松くい虫被害対策にあっては、森林病害虫等防除法第7条の5に定められた高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10の地区実施計画において定められた地区保全森林及び地区被害拡大防止森林を対象として実施するものとする。 (3) (略) <u>2～11</u> (新設)
	(3) (略) (4) (略) (5) (略)	(略) (略) (略)	<u>2</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
森林資源保護の推進	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>森林健全化促進</u> <u>①～③ (略)</u> <u>④ ナラ枯れ被害の発生源となる被害木及びその周辺に生育する高齢大径の未被害木の伐採・搬出並びに必要により行う焼却又は破碎処理</u> <u>⑤～⑨ (略)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) の①から⑤まで、⑦、⑧について は、都道府県、市町村又は関係都道府県知事が適当と認めた者</p> <p>(2) の⑥について は、松林の所有者若しくは管理者又は松林の所有者若しくは管理者から委託を受けた者で関係都道府県知事が適当と認めた者</p> <p>(2) の⑨について は、都道府県</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>1 次の(1)から(3)の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 松くい虫被害対策にあっては、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5に定められた高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10の地区実施計画において定められた地区保全森林及び地区被害拡大防止森林を対象として実施するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 事業内容欄(2)の③の事業実施区域は、<u>森林病害虫等防除事業実施要領(昭和57年4月5日付け57林野保第122号林野庁長官通知)</u>第1の2の被害拡大地域対策事業の対象区域以外の地域に限る。</p> <p>3 事業内容欄(2)の④の事業実施区域は、<u>令和2年度以降ナラ枯れ被害が発生している区域及びそこから半径20キロメートル以内の森林が在する市町村</u>(以下、「被害地域」という。)に限る。</p> <p>4 事業内容欄(2)の④の対象は、ナラ枯れ被害木及び未被害木とし、未被害木は、</p>

当該被害木と同一区域内に生育するコナラ、ミズナラ、クリ、クヌギ、アベマキ、カシワ、ナラガシワ、シラカシ、アラカシ、アカガシ、ウバメガシ、イチイガシ、ウラジロガシ、ツクバネガシ、ハナガガシ、スダジイ、ツブラジイ、マテバシイ及びシリブカガシに限る。

5 事業内容欄（2）の④の実施により伐採した樹木については、被害の拡大防止と資源の循環利用を図る観点から、林外へ搬出することとし、被害地域内の施設において、おが粉、バイオマス、薪等への利用促進に努めることとし、施設の代表者等と以下の事項について協定等を締結することとする。

(1) カシノナガキクイムシの成虫が羽化・脱出する前までに焼却、破碎、割材等の処理を終了させること。

(2) カシノナガキクイムシの成虫が羽化・脱出する危険性がなくなるまでの期間は、被害地域の外へ持ち出さないこと。

6 事業内容欄（2）の④の事業を実施した林地は、原則として、その翌年度から起算して3年を経過して更新が確実に図られないないと都道府県知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた本事業に係る交付金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図れると都道府県知事が認めた場合はこの限りではない。

- 7 事業内容欄（2）の④の事業実施者は、
補植、保育等成林に必要な保育管理その他
都道府県知事が必要と認める事項を遵守す
ること。
- 8 事業内容欄（2）の④から⑥までの事業
実施箇所において、本事業の事業完了年度
の翌年度から起算して5年以内に、事業実
施箇所を森林以外の用途に転用等しようと
する場合は、あらかじめ都道府県知事にそ
の旨を届け出るとともに、当該行為をしよ
うとする森林等につき交付を受けた交付金
相当額を返還すること。
- 9 事業内容欄（2）の⑧の管理道の整備は、
既設管理道等の維持・修繕のための簡易な
ものに限る。
- 10 事業内容欄（4）の③の「樹幹注入剤の
施用」は、林内環境の改善措置として、事
業内容や年間計画の策定及び住民団体や防
除関係者等への技術研修、安全指導等と合
わせて行う場合に限る。
- 11 事業内容欄（4）の③の「樹幹注入剤の
施用」の実施箇所において、本事業の事業
完了年度の翌年度から樹幹注入剤の薬効期
間に当該林地の全部又は一部を転用（伐
採）しようとする場合は、あらかじめ都道
府県知事にその旨を届け出るとともに、当
該行為をしようとする立木につき交付を受
けた交付金相当額を返還すること。

(略)	(略)	(略)	12 (略)
<林業経営体育成対策（林業機械リース支援）>			
11 林業機械リース支援 (略)		11 林業機械リース支援 (略)	
<林業経営体育成対策（林業機械リース支援）>			
(1) (略) (2) 細則 ①～⑧ (略) ⑨ 機械の再貸付け (略) ア～ウ (略) エ 貸付料は、「（事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／決定耐用年数）＋年間管理費」以下であること。 オ～キ (略) ⑩～⑯ (略) (3) (略)		(1) (略) (2) 細則 ①～⑧ (略) ⑨ 機械の再貸付け (略) ア～ウ (略) エ 貸付料は、「（事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／決定耐用年数）＋年間管理費」以下であること。 オ～キ (略) ⑩～⑯ (略) (3) (略)	
II 再造林低コスト化促進対策			
1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準		1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準	
<低コスト再造林対策>			
1 低コスト造林の支援 (略) (1) (略) (2) 細則 ①～⑤ (略) ⑥ 交付申請について ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、 「環境保全要領の運用」第13の2及び3の規定を準用する。		1 低コスト造林の支援 (略) (1) (略) (2) 細則 ①～⑤ (略) ⑥ 交付申請について ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、 「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6の(2)のイの規	

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「環境保全要領の運用」第15の2の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

ウ (略)

⑦ 補助金の算定について

ア～ウ (略)

エ 補助対象面積については、「環境保全要領の運用」第16の4の(2)の規定を準用する。

⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨・⑩ (略)

<コンテナ苗生産基盤施設等の整備>

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

目標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

※ (略)

※ 被災施設等の再整備についても、要綱の別表2のIIの1の(2)を適用する。

(1) 採択基準

①～③ (略)

④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。

⑤ 1事業費は、おおむね50万円以上とする。ただし、被災施設等

定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6の(4)の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6の(8)の規定を準用する。

ウ (略)

⑦ 補助金の算定について

ア～ウ (略)

エ 補助対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6の5のアの規定を準用する。

⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第5の2のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨・⑩ (略)

<コンテナ苗生産基盤施設等の整備>

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

目標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : (略)

※ (略)

(新設)

(1) 採択基準

①～③ (略)

④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。

⑤ 1事業費は、おおむね50万円以上とする。

の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。

⑥ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①～③の規定は適用しない。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア・イ (略)

ウ その他都道府県知事等が認める団体等

② (略)

③ 収支を伴う施設について

コンテナ苗生産資材、幼苗生産資材を除く収支を伴う施設は、
様式7の1の3の(2)の(注)1を参照のこと。

④ 被災施設等の再整備に係る交付率等について

交付率は1/2以内とする。また、コンテナ苗生産資材又は幼苗生産資材の導入に当たっては、補助対象事業費は実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

(新設)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア・イ (略)

ウ その他都道府県知事等が認める団体等 (※3)

② (略)

③ 収支を伴う施設について

コンテナ苗生産資材、幼苗生産資材を除く収支を伴う施設は、
様式7の1の3の(2)の(注)1の(1)を参照のこと。

(新設)

別表4

全体指標及び個別指標のガイドライン

1～3 (略)

(森林整備・林業等振興整備交付金)

(略)

(森林整備・林業等振興推進交付金)

(略)

別表4

全体指標及び個別指標のガイドライン

1～3 (略)

(森林整備・林業等振興整備交付金)

(略)

(森林整備・林業等振興推進交付金)

(略)

(新設)

(森林整備・林業等振興整備交付金) 被災施設等の再整備に係るもの

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
被災施設等の再整備による生産、供給体制の重建等	高性能林業機械等の整備	・林業機械作業システム整備 【造林保育型】	●地拵えに要する h a 当たりの人工数 (目標値) ●下刈りに要する h a 当たりの人工数 (目標値) ●地拵え及び下刈りに要する h a 当たりの人工数 (目標値) ●苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数 (目標値)	●地拵えに要する h a 当たりの人工数 (目標値) ●下刈りに要する h a 当たりの人工数 (目標値) ●地拵え及び下刈りに要する h a 当たりの人工数 (目標値) ●苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数 (目標値)
		・林業機械作業システム整備 【素材生産型】	○素材生産量 (目標値) ○素材生産性 (目標値)	○素材生産量 (目標値) ○素材生産性 (目標値)
	木材加工流通施設等の整備	・木材加工流通施設整備 ・森林バイオマス等活用施設整備	○地域材利用量 (目標値)	●地域材利用 (加工) 量 (目標値) ●地域材利用 (流通) 量 (目標値) ●地域材利用 (乾燥) 量 (目標値)
	木質バイオマス利用促進施設の整備	・未利用間伐材等活用機材整備 ・木質バイオマス供給施設整備 ・木質バイオマスエネルギー利用施設整備		○木質バイオマス利用量 (目標値)
	木造公共建築	・木造公共施設整		○施設利用者数 (目標値)

物等の整備	備	○対象品目の生産量（目標値）	○単位面積当たりの地域材利用量（目標値）
特用林産振興施設等の整備	・特用林産物活用施設等整備	○対象品目の生産量（目標値）	○対象品目の生産量（目標値）
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	・コンテナ苗生産基盤施設等整備	●コンテナ苗の生産量（目標値） ●苗木総生産量（目標値）<普通苗生産基盤施設に係るもの>	●コンテナ苗の生産量（目標値） ●普通苗の生産量（目標値）

*目標値は被災前の数量又は数値以上とする。

*収支を伴う施設及び高性能林業機械等の整備のうち、既施設の目標年度前（実施要領第8の改善措置を実施している事業を含む。）に被災施設等の再整備を行う場合については、原則として既施設が事業実施年度又は改善措置実施年度に計画した指標と目標値を用いること。

別表5（別紙2の1の（2）のエ関係）施設別の上限事業費

(1) (略)
(2) 木材加工流通施設整備
ア 木材処理加工施設
(ア) 丸棒加工施設・・・素材消費量（増加量）1m ³ につき4万円
(イ) 杭加工施設・・・素材消費量（増加量）1m ³ につき4万円
(ウ) 木材製材施設・・・素材消費量（増加量）1m ³ につき5.5万円
(エ) 集成材加工施設・・・素材消費量（増加量）1m ³ につき9万円
(オ) 合・単板加工施設・・・素材消費量（増加量）1m ³ につき4万円
(カ) プレカット加工施設・・・製品出荷量（増加量）1m ³ につき12万円
(キ) 木材材質高度化施設・・・製品出荷量（増加量）1m ³ につき9.5万円
イ 木材集出荷販売施設
(ア) 木材集出荷販売施設・素材取扱量（増加量）1m ³ につき1.5万円
※ 被災施設等の再整備にあたっては（2）ア及びイの素材消費量（増加量）を素材消費量、製品出荷量（増加量）を製品出荷量、素材取扱量（増加量）を素材取扱量にそれぞれ読み替えることとする。
(3)～(5) (略)
※ (略)
(注) (略)

別表5（別紙2の1の（2）のエ関係）施設別の上限事業費

(1) (略)
(2) 木材加工流通施設整備
ア 木材処理加工施設
(ア) 丸棒加工施設・・・素材消費量1m ³ につき13万円
(イ) 杭加工施設・・・素材消費量1m ³ につき15万円
(ウ) 木材製材施設・・・素材消費量1m ³ につき5.5万円
(エ) 集成材加工施設・・・素材消費量1m ³ につき9万円
(オ) 合・単板加工施設・・・素材消費量1m ³ につき4万円
(カ) プレカット加工施設・・・製品出荷量1m ³ につき20万円
(キ) 木材材質高度化施設・・・製品出荷量1m ³ につき9.5万円
イ 木材集出荷販売施設
(ア) 木材集出荷販売施設・素材取扱量1m ³ につき1.5万円 (新設)
(3)～(5) (略)
※ (略)
(注) (略)

様式5

事前点検シート

(略)

1 (略)

2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）

項 目	備考欄		
	メニュー名		
	事業実施主体名		
(1)～(17) (略)			
(18) 収支を伴う施設の適正性（収支を伴う施設に限る。）			
ア～カ (略)			
キ 原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。特に、木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備については、地域の燃料材の需給状況を踏まえた確実な原料入手の計画があるか。			
ク (略)			
(19)～(21)			
(22) 木材加工流通施設等の整備のうち、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、付表3によりその内容が適正であると確認したか。			
(23) 木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木			

様式5

事前点検シート

(略)

1 (略)

2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）

項 目	備考欄		
	メニュー名		
	事業実施主体名		
(1)～(17) (略)			
(18) 収支を伴う施設の適正性（収支を伴う施設に限る。）			
ア～カ (略)			
キ 原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。			
ク (略)			
(19)～(21)			
(22) 木材加工流通施設等の整備のうち、木材不足・価格高騰等の、急な需要動向の変化に中長期的に対応し、安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、付表3によりその内容が適正であると確認したか。			
(新設)			

	調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。			
(24)	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合は、事業計画の作成に当たり、原本調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。			(新設) (新設)
(25)	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、付表4のチェックリストにより、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。			(新設) (新設)
(26)～(28)	(略)			(23)～(25) (略)

(注) (略)

(注) (略)

様式5（付表3）

急な需要動向の変化に対応する取組

第1 木材不足・価格高騰等の需要動向に中長期的に対応するための取組内容

--

第2 川下の木材製品流通事業者との合意形成の状況

事業実施主体	所在市町村名	木材製品生産計画数量 (m ³ /年)	木材製品供給先事業者	木材製品供給計画数量 (m ³ /年)	主な供給木材製品	(新設)	備考

(注)

1 木材製品生産計画数量については、国庫補助事業で整備した加工施設で生産される見込みの木材製品生産量を記載。

- 2 必要に応じて林野庁長官等が指示した資料等を添付すること。
 (新設)

様式5（付表3）

急な需要動向の変化に対応する取組

第1 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応するための取組内容

※製品保管倉庫や貯木場を整備して、製品や原木のストック機能（アッセンブル機能を含む。）を強化する取組を含む。

--

第2 川下の木材製品流通事業者との合意形成の状況

事業実施主体	所在市町村名	木材製品生産計画数量 (m ³ /年)	木材製品供給先事業者	木材製品供給計画数量 (m ³ /年)	主な供給木材製品	協定の有無	備考

(注)

- 1 木材製品生産計画数量については、国庫補助事業で整備した加工施設で生産される見込みの木材製品生産量を記載。
- 2 必要に応じて林野庁長官等が指示した資料等を添付すること。
- 3 川下事業者と木材製品の安定取引協定を締結する場合には、「協定の有無」の欄に「○」を記入すること。

(新設)

様式5（付表4）

森林資源の持続性確保のためのチェックリスト

項 目	チェック欄		備考欄
	(事業実施主体)	(都道府県)	
事業実施主体名			
(1) 木材加工流通施設の整備が、事業実施主体のみならず、地域の森林・林業全体の相互利益につながるものであること（事業実施主体がこの点を理解して取り組むことが、都道府県において十分に確認されていること）。			
(2) 木材加工流通施設の整備計画・内容が、地域におけるA、B、C、D材の供給可能な量等からみて、製材、合板、集成材、プレカット、木質バイオマス利用施設等がバランス良く配置され、資源価値の最大化、各段階において必要な相互利益が得られるよう配慮がなされた都道府県の姿勢と齟齬がないこと。			
(3) 当該木材加工流通施設の整備により必要となる原木について、その調達が、森林資源の量、成長量、齡級構成、路網の計画（到達可能森林）、再造林率、労働力の確保等の観点からみて、将来にわたって確実であること。			
(4) 再造林の確保のため、都道府県において、次のいずれかを実施していること。 ① 再造林の推進に関し、特定植栽促進区域の指定の促進、森林所有者、素材生産事業体、造林事業体等又は市町村への働きかけの文書等明確な形での実施等を行っていること。（※） ② 都道府県単独事業による再造林支援（森林環境譲与税によるものを含む）（※） ③ 再造林基金の設立や基金への拠出（※）			

（注）

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。
- 2 （※）：具体的な取組内容を備考欄に記載すること。（別様可）

<p>様式7の1</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 個別事業評価</p> <p>森林整備・林業等振興整備交付金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収支実績</p> <p>(略)</p> <p>(注)</p> <p>1 「収支実績」については、以下の<u>収支を伴う施設</u>について記載すること。 (削る。)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>廃菌床等活用施設</u></p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>2 「施設等区分」については、①から②までを記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記載すること。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>様式7の1</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 個別事業評価</p> <p>森林整備・林業等振興整備交付金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収支実績</p> <p>(略)</p> <p>(注)</p> <p>1 「収支実績」については、以下の施設について記載すること。</p> <p><u>(1) 収支を伴う施設</u></p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>廃床等活用施設</u></p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p><u>(2) 林業機械作業システム整備【素材生産型】及び【造林保育型】</u>により導入した林業機械（以下、「林業機械」という。）。</p> <p>2 「施設等区分」については、<u>上記1の(1)に該当する場合は①から②までを、1の(2)に該当する場合は機種を記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記載すること。<u>なお、林業機械については、導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支計画を記載すること。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>様式7の4</p> <p>達成状況評価シート (森林整備・林業等振興整備交付金)</p> <p>1 (略)</p>	<p>様式7の4</p> <p>達成状況評価シート (森林整備・林業等振興整備交付金)</p> <p>1 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 達成状況評価表 (略) (注) 1・2 (略)</p> <p>3 「1 個別事業評価表」の「達成率」及び「3 達成状況評価表」の「達成状況評価値」については、小数点以下を切捨てとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 達成状況評価表 (略) (注) 1・2 (略)</p> <p>3 「1 個別事業評価表」及び「2 改善措置実施事業表」の「達成率」並びに「3 達成状況評価表」の「達成状況評価値」については、小数点以下を切捨てとする。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>様式8</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>林野庁長官 殿 (沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て)</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <p style="text-align: center;">改善措置実施報告書</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第8の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4.添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体による改善計画書等 (2) 経営指導の実施状況及び内容等がわかる書類※ <p>※例：中小企業診断士等による経営診断書、改善コンサルティング報告書等</p>	<p>様式8</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>林野庁長官 殿 (沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て)</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <p style="text-align: center;">改善措置実施報告書</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第8の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>

(新設)

別記参考様式第1号-1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名	提出時期
記入年月日	申請時(します) <input type="checkbox"/> 報告時(とき) <input checked="" type="checkbox"/>

チニック	(1) 適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/>
① <input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
② <input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

チニック	(2) 適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない） <input type="checkbox"/>
③ <input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
④ <input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存

チニック	(3) エネルギーの節減
⑤ <input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥ <input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

チニック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない） <input type="checkbox"/>
⑦ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

チニック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧ <input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨ <input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

チニック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩ <input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

チニック	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬ <input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭ <input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（1）、（2）又は（4）の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(新設)

別記様式第1号-2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/> 報告時（じめんとき） <input checked="" type="checkbox"/>

チェック	（1）エネルギーの節減
① <input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
② <input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームピズ・クールピズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③ <input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

チェック	（2）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
④ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

チェック	（3）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤ <input type="checkbox"/>	プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥ <input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

チェック	（4）生物多様性への悪影響の防止
⑦ <input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
⑧ <input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）

チェック	（5）環境関係法令の遵守等
⑨ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑩ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑪ <input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫ <input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない <input type="checkbox"/> ）
⑬ <input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（2）、（4）の⑦若しくは⑧又は（5）の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(別紙様式第2)

令和 年度 森林整備地域活動支援対策対象森林 標示票			
(略)		(略)	(略)
(略)			
(略)			

(別紙様式第3)

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。

（なお、当該確認に際しては、立会い方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会いを必要とする場合に付すこと。

記

1～3 (略)

(別紙様式第5)

番 号
年 月 日

都道府県知事殿

(別紙様式第2)

令和 年度 森林整備地域活動支援対策交付金対象森林 標示票			
(略)		(略)	(略)
(略)			
(略)			

(別紙様式第3)

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策交付金現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策交付金対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。

（なお、当該確認に際しては、立会い方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会いを必要とする場合に付すこと。

記

1～3 (略)

(別紙様式第5)

番 号
年 月 日

都道府県知事殿

<p>市　町　村　長</p> <p>令和 年度森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、別紙のとおり提出する。</p>	<p>市　町　村　長</p> <p>令和 年度森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画書</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、別紙のとおり提出（報告）する。</p>																							
<p>(別 紙)</p> <p>森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書 (市町村推進事務分)</p> <p>1. 森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画の概要 別表記載のとおり。</p> <p>2～4 (略)</p>																								
<p>(別表)</p> <p>実施計画概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業 実施 主体</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業 の内容</th> <th rowspan="2">実 施 量</th> <th rowspan="2">単価</th> <th rowspan="2">推進 事業 費</th> <th colspan="3">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>都道府 県費</th> <th>市町村 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>市町村 推進事 務</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (削る。) 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。</p>		事業 実施 主体	区分	事業 の内容	実 施 量	単価	推進 事業 費	負担区分			備考	国費	都道府 県費	市町村 費		<u>市町村 推進事 務</u>								
事業 実施 主体	区分							事業 の内容	実 施 量	単価		推進 事業 費	負担区分			備考								
		国費	都道府 県費	市町村 費																				
	<u>市町村 推進事 務</u>																							
<p>(別紙様式第 11)</p> <p>(略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 積算基礎森林面積及び交付額</p>																								
<p>(別紙)</p> <p>1. 積算基礎森林面積及び交付額</p>																								

区分		(削る。)	積算基礎森林面積 (ha)		交付額 (円)	うち国費 (円)	(単位 : ha、円)	
森林經營計画作成促進	経営委託	(削る。)	実施面積				実施面積	
			合意が得られた面積				合意が得られた面積	
			成果を提供した面積				成果を提供した面積	
			うち不在村加算面積				うち不在村加算面積	
	共同計画等	(削る。)	実施面積				実施面積	
			合意が得られた面積				合意が得られた面積	
			成果を提供した面積				成果を提供した面積	
			うち不在村加算面積				うち不在村加算面積	
森林境界の明確化	森林境界の測量	(削る。)	実施面積				実施面積	
			うち精度向上加算面積				うち精度向上加算面積	
			うちリモセン加算面積				うちリモセン加算面積	
			うち不在村加算面積				うち不在村加算面積	
			うち森林境界案の確定面積				(新設)	
森林所有者の探索		(削る。)	実施面積				実施面積	
			うち				うち	
森林經營計画作成・森林境	森林經營計画作成促進	(削る。)	実施面積				実施面積	
森林境	森林境界	(削る)	実施面積				実施面積	

界の明確化に向けた条件整備	の明確化	。)				
	計	(削る。)	実施面積			
合 計	(削る。)	実施面積				

(注) (削る。)

1～3 (略)

2・3 (略)

4. 森林整備地域活動支援対策推進事務実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	都道府県費	市町村費	
	市町村推進事務								

(注) (削る。)

実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

(別紙様式第12)

(略)

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位: h a、円)

区 分	(削る。)	(削る。)	積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	うち国費 (円)
-----	-------	-------	---------------	---------	----------

界の明確化に向けた条件整備	の明確化					
	計	()	実施面積			
合 計	()	実施面積				

(注) 1 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載する。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ裸書の数字を記載し、それ以外の区分欄では()内に記載する。

2～4 (略)

2・3 (略)

4. 森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	都道府県費	市町村費	
	(新設)								

(注) 1 区分は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

(別紙様式第12)

(略)

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位: h a、円)

区 分	市町村数	協定締結数	積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	うち国費 (円)
-----	------	-------	---------------	---------	----------

森林經營計画作成促進	経営委託	(削る。)	(削る。)	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
共同計画等	(削る。)	(削る。)	(削る。)	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
間伐促進	(削る。)	(削る。)	(削る。)	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
計	(削る。)	(削る。)	(削る。)	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
森林境界の明確化	森林境界の測量	(削る。)	(削る。)	実施面積			
				うち精度向上加算面積			
				うちリモセン加算面積			
				うち不在村加算面積			
森林境界案の作成	(削る。)	(削る。)	(削る。)	うち森林境界案の確定面積			
森林所有者の探索		(削る。)	(削る。)	実施面積			
森林經營計画作成促進	森林經營計画作成促進	(削る。)	(削る。)	実施面積			
森林境界の明確化	森林境界の明確化	(削る。)	(削る。)	実施面積			

森林經營計画作成促進	経営委託			実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
共同計画等	()	()	()	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
間伐促進	()	()	()	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
計	()	()	()	実施面積			
				合意が得られた面積			
				成果を提供した面積			
				うち不在村加算面積			
森林境界の明確化	森林境界の測量	()	()	実施面積			
				うち精度向上加算面積			
				うちリモセン加算面積			
				うち不在村加算面積			
森林境界案の作成	()	()	()	実施面積			
森林所有者の探索		()	()	実施面積			
森林經營計画作成促進	森林經營計画作成促進	()	()	実施面積			
森林境界の明確化	森林境界の明確化	()	()	実施面積			

確化に 向けた 条件整 備	計	(削る 。)	(削る 。)	実施面積			
合 計		(削る 。)	(削る 。)	実施面積			
(注) (削る。)							

(削る。)

1～3 (略)

2 (略)

3. 森林整備地域活動支援対策推進事務実施実績の概要

(略)

4 (略)

確化に 向けた 条件整 備	計	()	()	実施面積			
合 計		()	()	実施面積			
(注) (市町村数)							

(注) 1 「市町村数」は、該当区分を実施した市町村数を記載する。なお、複数の区分を実施した市町村は、最上段にある区分欄のみ裸書の数字を記載し、それ以外の区分欄では()内に記載する。

2 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載する。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ裸書の数字を記載し、それ以外の区分欄では()内に記載する。

3～5 (略)

2 (略)

3. 森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施実績の概要

(略)

4 (略)

附 則

- この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、第6の2の(2)の②を除き、なお従前の例による。
- この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。